

住宅用火災警報器共同購入の手引き

山口県住宅防火対策推進協議会

令和3年3月

はじめに

<地域の皆さんに取り付けてもらうために>

住民の皆さんにとっては、いざ住宅用火災警報器を購入しようと思っても、どの火災警報器を購入すればよいのか、また、どこへ設置すればいいか等、迷ってしまうものです。

また、高齢者のみのお宅、障害のある方などは、ご自身で取り付けることが困難な場合も考えられます。

このような場合を踏まえ、地域による共同購入を勧めてみてはいかがでしょうか。

<共同購入のメリットをPRすることで設置促進を図る>

◇地域でまとめて取り付けることで、電池の交換時期等の把握もできるので、地域全体の防火対策にも役立ちます。

◇共同購入により設置することで、不適正な悪質訪問販売等の防止に役立ちます。

◇事業者との直接交渉となりますが、まとまった個数を一括購入することで、割安になる可能性があります。

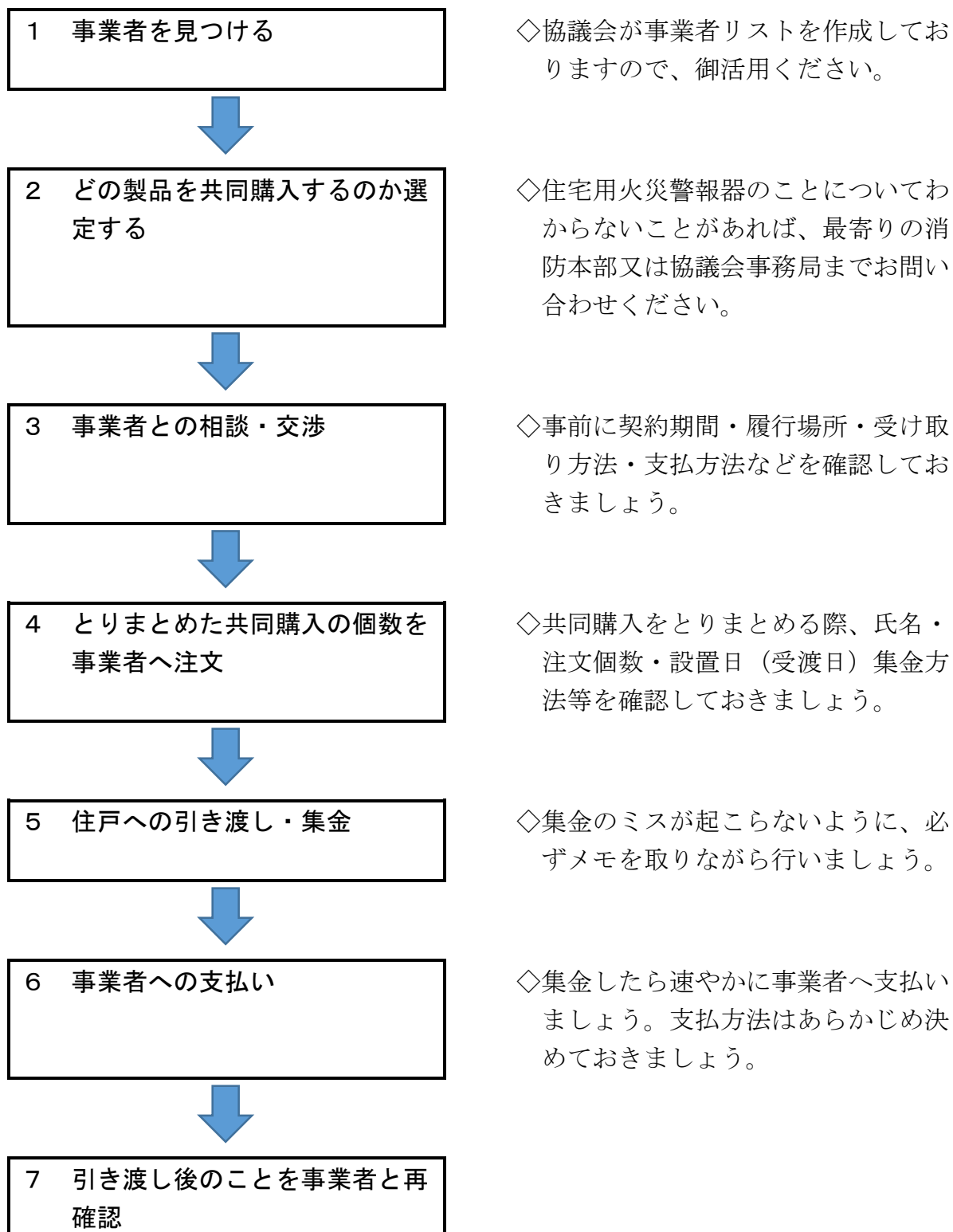
<目次>

I . . . 共同購入の進め方 (P. 2 ~ P. 5)

II . . . 住宅用火災警報器について (P. 6 ~ P. 11)

I 共同購入の進め方

共同購入のフローチャート



※「共同購入のフローチャート」1～7は次ページ以降の「共同購入の流れ」1～7に対応しているので、詳細はそちらをご覧ください。

共同購入の流れ

1 住宅用火災警報器を扱っている事業者を見つける

まずは住宅用火災警報器（以下、住警器という）を扱っている事業者を見つけ、資料請求等を行うことから始めましょう。

山口県住宅防火対策推進協議会（以下、協議会という）では住警器の共同購入対応事業所一覧表を作成しているので、ぜひご活用ください。

2 資料等を用いて団体（クラブ員）で相談しながら「どのメーカー」

の「どの製品」で共同購入するか選定

一つの製品をまとめ買いする方法は、複数の製品を購入するより割引の可能性があったり、購入者全員の電池交換の時期等を把握するために役立ちます。

一方で複数の製品を選択する方法では、住民の皆さんが自らの状況に適した製品を選択することができます。

これらのことを踏まえ、しっかりと相談して選定しましょう。

3 製品が決まったら、事業者との相談・交渉となります。相談・交渉

の際には下記のことを確認

- (1) 注文の時期や期間（いつごろから注文を進めるかについて）
- (2) 価格について
- (3) 契約項目や内容はしっかり確認してメモを残しましょう。

最低限、押さえるもの

- 契約の成立時期、契約の有効期間など
- 履行の場所など（注文後〇〇日までに〇〇で商品を引き渡す）
- 契約の相手、対象者など《売主（〇〇事業所）と買主（〇〇クラブ）等》
- その他の確認事項（品名・数量・価格・支払方法・保証内容等）

4 とりまとめをした共同購入の個数を事業者へ注文

発注する個数や配送方法は注文する個数がまとまった段階で、間違いのないよう、事業者と確認しておくことをおすすめします。

発注の際に確認すること

製品到着日の確認

住民の皆さんへお知らせするためにも必ず確認しておきましょう。

配送の方法と手数料等の確認

所定の場所に一括配送するのか指定場所等を設けて配送するのか配送方法を事業者へ伝えましょう。また、配送手数料がかかるのかも確認しておきましょう。

配送場所に十分な保管スペースはありますか？

一か所にまとめて配送する場合、配送されてきた製品を安全に保管できる場所を確保しておかなくてはなりません。

5 住戸への引き渡し・集金

支払いの際に間違いのないよう、製品と引き換えに集金を行いましょう。また、引き渡しの際に個数を間違えないように気を付けましょう。

引渡し前はここに注意

届いた個数をまず確認

注文個数と届いた個数に相違が無いか確認しましょう。足りない場合は必ず事業者へ確認しましょう。

仕分けや引き渡しの際に破損や不具合が見つかった場合

まずは事業者に連絡し、対応を確認しましょう。

6 集金は慎重に、すみやかに事業者へ支払い

できるだけ代金引換での製品引き渡しを心がけましょう。集金方法は現金で行うほか、銀行の集金システムを利用する方法もあります。

また、事業者への支払方法も必ず確認しておきましょう。

7 引き渡し後のことを事業者とも再確認

住民の皆さんが購入後に気づいたり、わからないことが出てくることもあります。こうした場合の問合せ先等を再確認しておきましょう。

さいごに

集金方法も工夫を

注文個数が多い場合は、最寄りの銀行に相談し、銀行の集金システムを利用するのも一つの方法です。最近では全国ネットのコンビニ業者と提携している銀行も多く、このシステムを利用し、一万余個の共同購入を行った金沢市夫人防火クラブ等の例もあります。

製品選びのポイント

□製品の比較検討

各メーカーの製品には、保証期間や電池の交換時期が異なっていたり、警報を音声や光で知らせるタイプなど、さまざまな製品があります。消防本部や消防署、事業者等に相談をしてじっくり検討しましょう。

□団体（クラブ員等）でしっかり話し合い

対応可能なら住民の方々の意見を聞くなどして製品を選定しましょう。

住戸に入るときには複数のクラブ員で

取付や設置後のトラブル等で住戸に立ち入るときは、「ものがなくなった」等のトラブルを起こさないためにも、一人で立ち入りはせず、できるだけ複数人で訪問するようにしましょう。

また、住民のみなさんの中には、高齢者や障害のある方、認知症の方もいます。こうした住戸への立入は、民生委員等に同伴をお願いして行うとよいでしょう。

Ⅱ 住宅用火災警報器の設置について

なぜ設置するの？

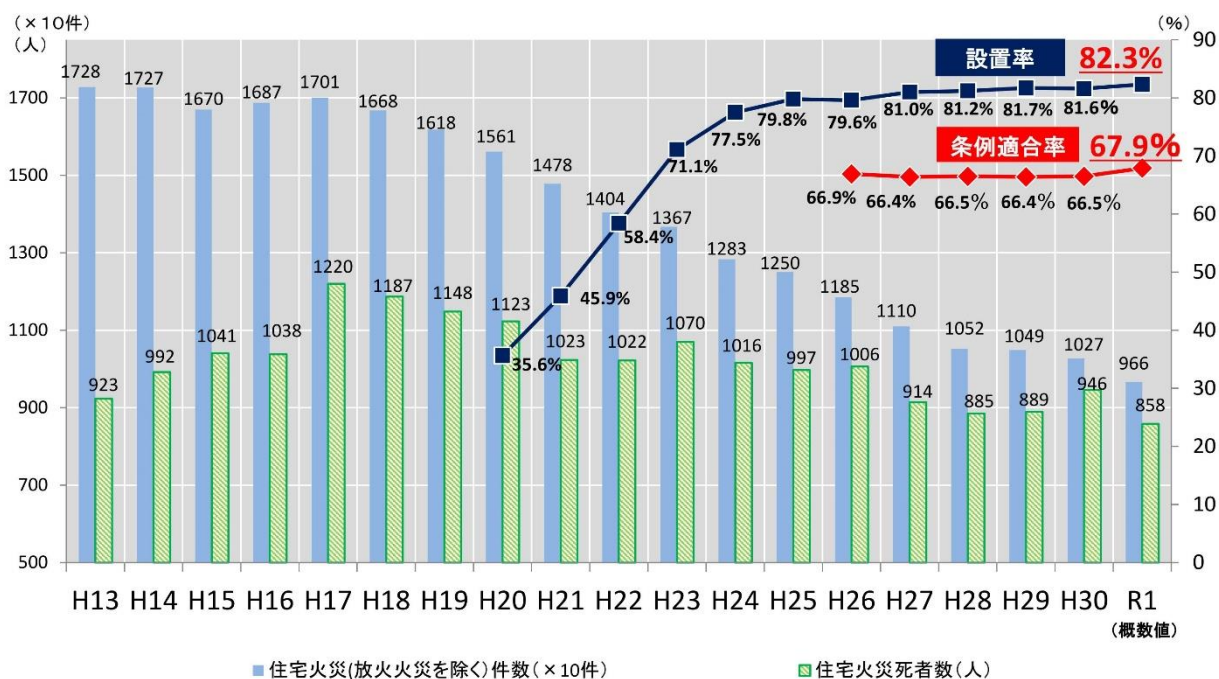
住宅火災による死者数が平成15年に1,000人を超える高水準となり、また、その半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後の高齢化の進展とともにさらなる死者数の増加が懸念されたことから、平成16年の消防法改正により、住宅の所有者等に対し、住警器の設置及び維持義務が課されました。

住宅火災による死者は、火災の発生に気づきにくい深夜の就寝時間帯に多く、また、高齢者や障害者をお持ちの方は避難に時間を要するため、火災の発生にいち早く気づき、避難時間を確保することが大切です。

そのためには、火災の発生を警報音等で知らせてくれる住警器の設置が非常に有効です。

新築住宅：平成18年6月1日から設置義務化

既存住宅：平成23年6月1日までの間で市町村条例で定める日から設置義務化



- 住宅火災の件数・死者数は減少傾向。死者数のピークは平成17年。
- 放火自殺者等を除いた死者数は、H30:946人→R1:858人(概数値)で88人減。

図：住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況（引用元：総務省消防庁資料）

効果はあるの？

下のグラフは平成28年から平成30年までの3年間における失火^{*}を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、総務省消防庁が住警器の効果进行分析したものです。

^{*}失火・・・過失から発生した火災



<住宅火災100件当たりの死者数>

<焼損床面積>

<損害額>

注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

図：住宅用火災警報器の設置効果（引用元：総務省消防庁資料）

各項目とも住警器の設置により、4割から5割の減少となっており、住警器の設置は火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクの大幅な減少に効果を持つことがわかります。



どの部屋に設置するの？

住警器は、普段就寝に使う部屋（寝室）に設置することになっています。就寝に使用される子ども部屋も含まれます。就寝に使用する部屋が2階以上にある場合には、その階の階段にも設置しなければなりません。

- 取付けが義務付けられている所
- 取付けをおすすめする所







7m²(四畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下に火災警報器の設置が必要です。





図：住警器の設置場所（引用元：一般社団法人 日本火災報知器工業会HP）

どんなタイプがあるの？

住警器は大きく分けて、煙を感知して火災の発生を知らせる「煙式」と、熱を感知して火災の発生を知らせる「熱式」の2種類があります。寝室には「煙式」を取り付け、台所など火災以外の煙により警報を発する可能性が有る箇所には「熱式」を取り付けます。また、それぞれ取り付け方式では「天井取り付け式」と「壁取り付け式」があり、電源では「電池式」と「家庭用電源式」があります。お住いの環境により、適切なものを選びましょう。

		
天井取り付け式	壁取り付け式（ひも）	壁取り付け式（ボタン）
		
検定合格表示 (写真赤丸部分の拡大)		

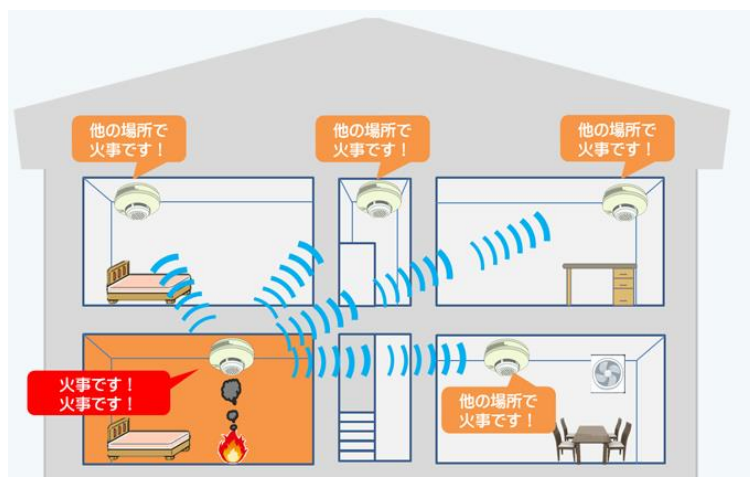
住警器は、消防用設備取扱店やホームセンター、家電量販店、メーカーのウェブサイトなどでも購入できます。

		以前は左の「NSマーク」がついた住警器が販売されていましたが、制度が変更され、平成26年からは右の「検定合格表示」となっています。 なお、「NSマーク」が付された住警器は平成31年3月31日まで販売は可能とされており、それ以前に購入・設置された住警器は引き続き使用可能です。
NSマーク	検定合格表示	

こんな付加機能を持った住警器もあります。

連動型

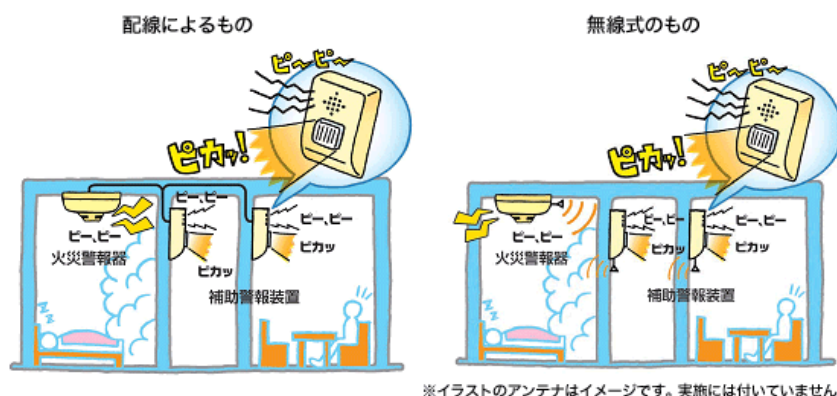
火災を感知した場合に、別の部屋の警報器にも警報を発するもので、別の階や離れた部屋にいても、火災の早期発見や逃げ遅れ防止に役立ちます。「有線式」の場合、配線工事を必要としますが、「無線式」の場合、配線工事は不要で、既存住宅への導入も容易です。



図：連動型住宅用火災警報器（引用元：総務省消防庁資料）

補助警報装置

住警器とは別の場所に警報音等を鳴らすものです。火災の早期発見のために、目や耳の不自由な方や高齢者の方には、「補助警報装置」の増設をおすすめします。



図：住宅用火災警報器と補助警報装置（引用元：総務省消防庁資料）

火災・ガス漏れ・CO(一酸化炭素)複合型

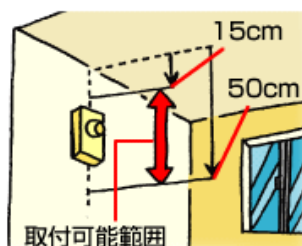
住警器、ガス漏れ警報器、CO（一酸化炭素）警報器の機能を複合した警報器で、家庭内の各種の安全を見守ることができます。

どこに取り付けたらいいの？

火災の煙は上に昇って天井に広がります。壁際には空気がたまって煙は届きません。また、煙が床面に降りてくるまでには時間がかかります。このような煙の性質を理解し、正しい位置に住警器を設置することが大切です。

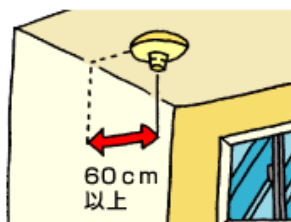
下の図を参考に、取付位置を決めてください。住警器の設置場所・設置位置について。詳しくは最寄りの消防本部・消防署にお問い合わせください。

壁取り付けの場合



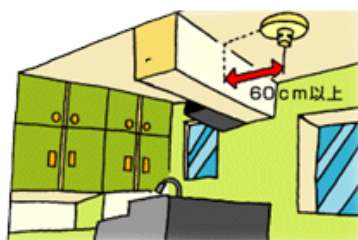
天井から15～50cm以内に住宅用火災警報器が来るようにします。

天井取り付けの場合



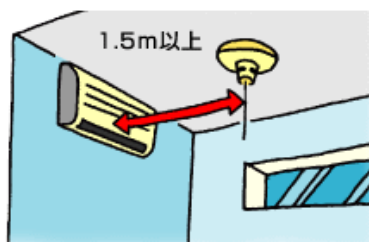
住宅用火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

■ はりなどがある場合の取付けは ...



住宅用火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。

■ エアコンなどの吹き出し口付近の取付けは ...



換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。

図：住警器の取付位置（引用元：一般社団法人 日本火災報知器工業会HP）

取り付けるだけでいいの？

住警器は取り付けて終わりではありません。いざというときに確実に作動させるためには定期的な手入れと作動点検により正常に作動する状態を保つことが重要です。これを怠ると、火災時に警報が鳴らず、**火災の発見が遅れ、被害の拡大や逃げ遅れによる人命の危険につながります。**以下を参考に、定期的に手入れ・点検を実施しましょう。

定期的に掃除をしましょう

機器にホコリが入ると誤作動の原因になります。煙検知部のホコリやクモの巣を取り除きましょう。

電池式の場合は電池切れに注意しましょう

電池切れを起こすと、警報を発することができません。取扱説明書に電池寿命が記載されていますので、それを参考に電池交換をしましょう。機種によっては電池切れを通知する機能を持ったものもありますので、それを合図に電池を交換しましょう。

定期的に作動点検をしましょう

電池切れでなくても、機器の故障で警報が鳴らないこともあります。定期的に作動点検をしましょう。当協議会では年2回以上をおすすめします。



10年経過した機器は交換しましょう

住宅用火災警報器も他の家電製品と同様に寿命があります。設置環境にもよりますが、概ね10年で電子部品の劣化による故障が懸念されます。10年を目安に新しい警報器に取り替えましょう。



※掃除の方法・作動点検の方法は機種により異なるため、取扱説明書を御確認ください。

住警器に関する相談窓口

本部名	所在地	TEL	FAX
下関市消防局	下関市岬之町 17-1	083-233-9113	083-224-0119
宇部・ 山陽小野田消防局	宇部市港町 2-3-30	0836-21-7599	0836-21-6120
山口市消防本部	山口市亀山町 2-1	083-932-2605	083-932-2003
萩市消防本部	萩市大字江向 428-2	0838-25-2798	0838-26-3945
防府市消防本部	防府市佐波 2-11-25	0835-23-9903	0835-23-9910
下松市消防本部	下松市大字河内 1950	0833-45-1882	0833-41-7678
長門市消防本部	長門市東深川 1902-1	0837-22-5297	0837-22-0428
美祢市消防本部	美祢市大嶺町東分 11173	0837-52-2286	0837-52-0540
周南市消防本部	周南市新宿通 5-1-3	0834-22-8773	0834-31-8533
柳井地区 広域消防組合	柳井市南町 5-4-1	0820-23-7774	0820-23-4503
光地区消防組合	光市光井 6-16-1	0833-74-5602	0833-74-5611
岩国地区消防組合	岩国市愛宕町 1-4-1	0827-31-0196	0827-32-3119
山口県住宅防火対策 推進協議会事務局 (山口県消防保安課)	山口市滝町1-1	083-933-2399	083-933-2408

